

# 令和7・8年度 評定要領の見直しについて

## 1. 等級格付け制度の大枠について

変更なし

○審査（格付）方法は、現在の方法を継続

- ・11業種は順位制（上位等級は順位制、最下位等級は基準点制）
- ・18業種は登録制

○上位等級の入札参加資格者数及び基準点は現状維持

## 2. 評価項目について

見直し

○「エコアクション21認証取得」

…審査基準改正（令和5年1月施行）により経営事項審査の加点項目となったため、客観点に移行

○「女性の活躍推進・子育て応援・出会い結婚応援」

…厚生労働大臣から「えるぼし認定」「くるみん認定」を受けている場合の加点のみ、  
審査基準改正（令和5年1月施行）により経営事項審査の加点項目となったため、客観点の一部移行

## 令和7・8年度評価項目（主観点）の詳細（1）

種別	項目	評価	
主 観 点	1	工事施工成績	基準日までの4年間に施工した工事成績の工事で競争入札により発注されたもの。 対象は土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事の6種類。
	2	優良施工知事表彰等	直前の2年度間に、優良建設工事として知事表彰を受けた者、当該工事1件につき 10点 ・佐賀県優秀技術者等表彰要綱に基づく優良施工工事表彰 ・佐賀の木・家・まちづくり賞実施要領に基づく知事表彰 また、佐賀県優秀技術者等表彰要綱に基づく優良施工工事表彰で、県土整備部長から表彰を受けた者、当該工事1件につき 5点
	3	技能士等の配置	基準日において雇用する建設工事の種類ごとの技能士等の数に応じ、加点。（上限は30） 1級は5点、2級は2点 植栽基盤診断士は5点 街路樹剪定士は2点
	4	継続学習 (CPDS,CPD)	CPDS又はCPDの学習単位の企業ごとの合計学習単位（基準日から過去5年間）について、算定式により算出された点数
	5	建設業労働災害防止協会活動	基準日までの2年間において、建設業労働災害防止協会の活動に5割以上参加し活動を行っている場合 5点
	廃止	<a href="#">エコアクション21認証取得</a>	<a href="#">基準日において、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21の認証を取得している場合 5点</a>
	6	障害者雇用	基準日において、法定雇用障害者数を超える人数を雇用している場合 10点 なお、障害者雇用促進法第43条に係る障害者雇用を満たしていない場合 -5点
7	若年者雇用	(1) 採用時の年齢が30歳未満の若年者を採用し、その者が基準日において3か月以上継続して雇用され在籍している場合 5点 (2) 次の①または②に該当する場合は、(1)に追加して3点を加点する。 ①(1)に該当する場合で、佐賀県内に所在地を置く学校を卒業又は佐賀県立産業技術学院の普通課程を修了した者を採用した場合 ②(1)に該当する場合で、佐賀県内に所在地を置く学校から県外の学校へ進学し、指定期間に卒業した者を採用した場合。	

## 令和7・8年度評価項目（主観点）の詳細（2）

種別	項目	評価
主 観 点	8 女性の活躍推進・ 子育て応援・出会い結 婚応援	<p>(1) 「女性の活躍推進佐賀県会議」に会員登録し、            ①女性の管理職比率・数の向上            ②女性が活躍しやすい社内制度の整備や教育の充実            について女性活躍推進宣言を行い、基準日までの2年間において、内容を実施した場合            又は、厚生労働大臣から「えるぼし認定」を受けている場合 2点  <u>なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において「プラチナえるぼし認定、えるぼし（第1～3段階）認定」の加点を受けた場合には加点は行わない。</u></p> <p>(2) 「さが子育て応援宣言事業所」として登録し、基準日までの2年間において、宣言内容を実施した場合            又は、厚生労働大臣から「くるみん認定」を受けている場合 2点  <u>なお、第6条第2項に規定する直前審査及び直前審査の直前に受けた経営事項審査において「プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定」の加点を受けた場合には加点は行わない。</u></p> <p>(3) 「出会い結婚応援企業」として登録し、基準日までの2年間において、研修を受講した場合 2点</p>
	9 不当要求防止責任者の 選任	不当要求防止責任者を選任し、選任された責任者が基準日までの2年間において公安委員会による不当要求防止責任者講習を受講した場合 2点
	10 健康づくり	「さが健康企業宣言」もしくは「がばい健康企業宣言」を行った後、基準日までの2年間において優良企業として認定され、「認定証」の交付を受けた場合 3点
	11 行政処分等	① 営業停止処分 ② 指名停止措置 ③ 指示・勧告・指導・警告（文書によるもの）